

# 国民年金からのお知らせ

## 国民年金保険料の納付が困難な場合は相談を

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

### ◎納付免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※一部納付(4分の1納付、半額納付、4分の3納付)は、保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

### ◎納付猶予

本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は原則7月から翌年6月(年度の途中で50歳に到達する人は誕生日の前月)までです。

平成28年度に、全額免除または納付猶予の承認を受けた人で、平成28年度の申請時に平成29年度以降も引き続き全額免除または納付猶予を希望した人は、申請手続き不要です。

※退職や被災など、特別の事情で承認した場合を除きます。また、世帯構成などに変更があった場合は改めて申請手続きが必要です。

### ◎学生納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は原則4月から翌年3月までです。

### ■手続き

#### ◎納付免除・納付猶予

年金手帳と印鑑を持って、保険年金課へ。

※失業による申請時には「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しが必要です。

### ◎学生納付特例

年金手帳と印鑑、在学証明書か学生証(学生証の表裏両面を複写したもので可)を持って、保険年金課へ。

保険料免除・納付猶予・学生納付特例は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1か月前までの期間)について、さかかぼって免除などの申請をすることができます。

### 問草津年金事務所国民年金課

#### 保険年金課(東庁舎)

☎ 077・567・2220  
☎ 71・2324  
☎ 72・2460

## 国民健康保険 高齢受給者証 (うすだいたい色)を 持っている人へ

現在の高齢受給者証は、7月31日で有効期間が切れて、使用できなくなります。8月1日から新しい高齢受給者証(あさぎ色)を使ってください。

新しい高齢受給者証は、7月末までに特定記録郵便で送付します。手元に届いたら記載内容の確認をお願いします。

※一部負担金の割合は変わることがあります  
国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合は、前年の所得や世帯構成の変化に伴って変わることがあります。

### 問保険年金課(東庁舎)

☎ 71・2324 ☎ 72・2460

## 臨時福祉給付金 (経済対策分)の申請は 8月31日(木)まで

### ■対象

平成28年度市民税(均等割)が非課税の人。ただし、次に当てはまる人は対象外です。

- ・市民税が課税されている親族などに扶養されている人
- ・生活保護を受給している人 など

### ■給付額

1人につき15,000円

### ■申請手続き

平成28年1月1日時点の住民登録がある市町村で手続きしてください。湖南省に住民登録がある人で、給付金の対象になると思われる人には5月に案内と申請書類を送付しています。

※湖南省以外で申請をする人は、当該市町村に確認してください。

問社会福祉課(東庁舎) ☎ 71・2359 ☎ 72・3788